



## 日本弁護士政治連盟加入及び 同神奈川支部設立総会参加のお願い

日本弁護士政治連盟神奈川支部設立準備委員会  
委員長 小林 嗣政



謹啓

各位におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

司法制度改革は、立法化の最終段階を迎え、裁判員制度、公的弁護制度、リーガルサービスセンター構想、訴訟費用の敗訴者負担問題など、重要課題が山積しております。

そのような中、より良い司法制度改革を実現するため、在野法曹である私たち弁護士が意見を発信し、政策決定過程に積極的に関与してゆく必要性が高まっています。これまで、日弁連有志により、日本弁護士政治連盟（弁政連）が結成され、国会議員対策等がなされてきましたが、十分な活動が出来てきたとはいえ、また地元選出の国会議員や首長などと交流を深める機会もなかなかありませんでした。そこで、この度、横浜弁護士会会員有志からなる弁政連神奈川支部を結成することになりました。多くの会員に弁政連神奈川支部に加入していただき、共に意見を明日へ発信しようではありませんか。

つきましては、下記要領にて、設立総会を開催いたしますので、未加入の会員もふるってご参加下さい。

なお、当会における、弁政連加入会員はわずか80名程にすぎず、さらに多数会員に加入して頂く必要を痛感しております。未加入会員各位におかれましては、是非とも加入して頂きたく、お願い申し上げます。

敬具

記

日 時 平成16年11月25日(木) 午後5時30分  
場 所 横浜弁護士会館5階  
(総会后、懇親会を開催致します。会費 金5,000円)

### 「天下国家を考える」

平成16年度日弁連副会長  
清水 規廣  
(28期)



我が国の20～64歳人口の65歳以上人口に対する比率は、2000年3.6倍に対し、2025年1.9倍と高齢化社会が進みます(今後25年間で、老人2人に対する若い人の割合は7人から4人に減少)。一方、今年の税収等は45.5兆円に対し公債残高は483兆円もあり、年間36.6兆円を借り増しすること。以上は谷垣財務相のセミナーで聞いた話です。我々は、日常の依頼業務に追われ、今後あるべき社会の姿を考える機会は少ない。たまには選挙民というクライアントをいつも意識しながら活動している政治家達の話を聞いて天下国家を考えるのも有益だと思います。

### —「いくさの場」ここにあり—

平成14年度日弁連副会長  
須須木 永一  
(27期)



司法制度改革は、立法の時代から実践の時代へと移り変わってきています。そこでは、全く視点の異なる政策論が大きな力を発揮し、新たな立法作業が進むことでしょう。この様な時代、我々は直接的、間接的にも政治の場で議論を戦わせることが必要です。正にこの「議論の場—いくさの場—」を提供するという重要な責務を負うのが弁政連です。政策論争の中で議論を戦わせる場がなければ、司法制度改革は、我々の手を完全に離れてしまいます。この様な事態を我々は決して見過ごしてはなりません。

これからの弁政連の活躍を大いに期待する次第です。

## 「神奈川司法計画」実現に向けて

間部 俊明  
(31期)



今次司法改革の根本問題は、行政改革と司法改革の論理をどう折り合いづけるかではないかと思う。行革の論理でいけば公務員は削減すべきであり、裁判官、検察官の増員はとんでもない暴論である。ところが、司法改革の論理でいけば、裁判官、検察官は増員すべきである。意見書は、行革の時代にもかかわらず、それらの大幅増員を打ち出し、政府に財政上の特段の配慮を求めた。ところが、制度論議の嵐が過ぎ行く中で、そのことが検討会の正式議題となることはなかった。人口急増地域である神奈川県には簡裁を含め、裁判官、検察官の増員が急務である。私は「神奈川司法計画」の作成に関与しているが、「計画」を実現するには、県民代表である政治家に働きかけ、司法改革の味方になってもらう必要があると考えている。

## 政治活動は弁護士法上の義務?!

川崎支部  
田中 学武  
(41期)



この度、弁政連神奈川支部が設立されることになりました。弁護士は「法律制度の改善に努力すること」が弁護士法上求められています(同法第1条1、2項)。法律制度の改善のために立法府に働きかけることは弁護士に課せられた弁護士法上の使命といえましょう。しかし、各弁護士には政治活動の自由があり、また日弁連、各単体会が強制加入団体であるということもあり、日弁連、各単体会を通しての政治活動には特に慎重にならざるを得ない側面があります。ここに法律制度改善のために日弁連、各単体会とは別の組織として弁護士が政治連盟を設立し政治活動を行っていく意義があります。この度弁政連神奈川支部が設立されることは弁護士法上の弁護士の法律制度の改善という使命に資すること大となるでしょう。

## 弁政連の活動

澤田 久代  
(47期)



これまで司法制度改革の流れの中で、我々弁護士はどちらかという受身だったのではないのでしょうか。そのため我々の業務に対して大きな影響を与える法案が、弁護士の意見が十分に反映されないままに成立していったような気がします。業務をしていく中で法律の矛盾点やあるべき立法についていろいろと考えている弁護士は多いと思います。その意見を十分に反映させるための一つの活動として弁政連の活動は重要な役割を果たす時期であると思います。

地域的広がりをもたせるためにも、神奈川県においてもその運動を盛り上げていければいいと思っております。是非皆様の積極的な加入をお願いします。

## 司法改革と弁政連

高岡 俊之  
(48期)



弁政連への加入を求められたとき、私は、正直躊躇いたしました。

一つは、組織の意図がわからず、政治連盟との響きについて、穏やかなものを感じなかったからです。また、弁護士活動と政治との近親性に多大な疑問もありました。しかし、設立準備委員会の事務局員として、関与するうちに、誤解を悟りました。弁政連の活動趣旨は、弁護士の特定利益の誘導・反映ではなく、社会正義と人権保障実現と何ら矛盾するものではなく、むしろ、ベクトル線上にあるからです。私は、司法改革が社会正義と人権保障に寄与することを確たるものとするためにも、弁政連神奈川支部の設立を応援したいと思います。

### Q 弁政連の活動内容はどのようなものですか?

**A** 弁政連は弁護士の考えを国会・地方議員等にも知ってもらい、立法等の政策決定過程の参考にしてもらうための活動をします。特定の政党や議員を応援したり、集票活動をすることはありません。議員との懇談会や陳情活動を通じて、政策決定過程に弁護士の意見をダイレクトに反映させようというのが目的です。そのためには多くの会員に参加してもらい、多くの弁護士の意見であることを示すことが大切です。

### Q 神奈川支部を設立する必要はなんですか?

**A** これまで弁政連は東京の本部を中心に活動してきましたが、本部だけでは関与できる議員の数は当然限られますし、地方固有の問題意識もあることから、各地方において地元選出の議員に働きかけることが、より多くの議員に弁護士の意見を知ってもらうことになり、継続的に関係を維持することもでき、より効果的な活動ができます。また今後は、国会議員だけでなく、地方議員との関係を深めてゆくことも必要になると考えられます。

### Q 弁政連神奈川支部の組織や活動日程はどのようなものですか?

**A** 支部設立に向け準備を進めていますが、その組織は、理事長以下数名の理事で構成される執行部、その下の事務局及び意見集約のための会員集会、さらに会員意見に基づき具体的な政策をまとめる専門部会を予定しています。本年11月25日に国会議員を始め多数の来賓を招いて支部設立総会を行います。設立総会においては是非多数の会員にご出席いただきたいと思っています。

### Q 弁政連神奈川支部への入会方法は?

**A** 同封しました入会案内中の弁政連申し込み用紙に記入の上、本部事務局にファックスしていただければ結構です。当会会員は当然に弁政連神奈川支部に登録されます。本部年会費は口座振替となりますので、案内中の用紙に記入の上、本部宛郵送ください(本部年会費と別に支部年会費5,000円がかかります)。

## 弁政連神奈川支部設立準備委員会事務局